

# AZInsight

AZSA / KPMG NEWS LETTER エージーインサイト

Volume

15

2006  
June

- ・ ストック・オプション等会計基準について
- ・ 株主資本等変動計算書について
- ・ 新日英租税条約
- ・ 増加するM&A
- ・ M&Aセミナー講演録

# ストック・オプション等会計基準について

あずさ監査法人 シニアマネジャー 辻野 幸子  
マネジャー 錦織 倫生

2005年12月27日に企業会計基準委員会から、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下、「ストック・オプション会計基準」という)および企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(以下、「適用指針」という)が公表されました。これにより、今後はストック・オプションを従業員等に付与した場合、原則として費用(株式報酬費用)を計上し、相手勘定は「新株予約権」として純資産の部に計上することになります。ストック・オプションが行使された場合は、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替えます。また、ストック・オプションが権利行使されずに失効した場合は、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を「新株予約権戻入益」等の科目で特別利益の部に計上します。ストック・オプション会計基準およびその適用指針は、原則として会社法施行日(平成18年5月1日)後に付与されたストック・オプション等に適用されます。

## I スtock・オプションの概要

### 1. スtock・オプションとは

ストック・オプションとは、一定期間中に一定の価格でストック・オプションの対象である株式を購入できる権利であり、ストック・オプション会計基準では、「自社の株式を原資産とするコール・オプション(自社株式オプション)のうち、特に企業がその従業員等に報酬として付与するもの」と定義されています。ストック・オプションには次のような特徴があります。

- 1 会社財産の流出がない
- 2 勤労意欲の増進や業績向上等のインセンティブ効果を有している
- 3 市場で売買される株式オプションとは異なり、さまざまな制限が付されている

### 2. スtock・オプションの費用処理の必要性

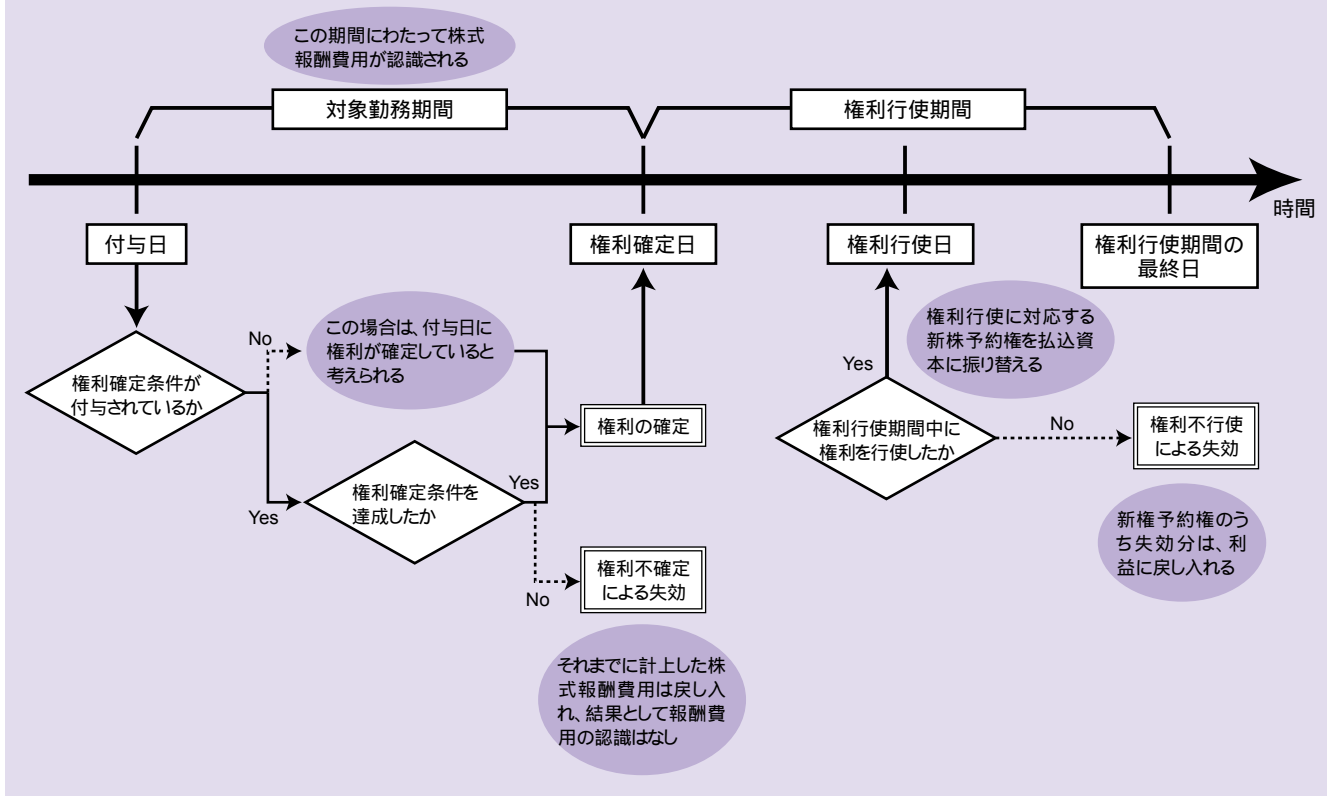
通常、ストック・オプションは勤労意欲の増進や業績向上などのインセンティブ効果を期待して従業員等に付与されます。ストック・オプション会計基準では、従業員等はストック・オプションを対価としてこれと引換えに企業にサービスを提供し、企業がこの提供されたサービスを消費しているところに、費用計上の根拠があるとしています。この考え方によれば、ストック・オプションは、従業員等により提供されるサービスの対価である(=対価性)という点で現金による給与等と同様であると考えられ、費用計上すべきであるということになります。

## II 会計処理の概要

### 1. 時系列的にみた会計処理

ストック・オプションの会計処理を行うためにポイントとなる日と会計処理をまとめたものが図表 1 です。以下、時系列的に会計処理を説明します。

図表 1 付与日、権利確定日、権利行使日、失効の日の関係



#### (1) 株式報酬費用総額の決定

ストック・オプションに係る株式報酬費用を計上する第 1 段階として、まず株式報酬費用総額を決定する必要があります。株式報酬費用総額は以下の式によって算定し、これをストック・オプション会計基準ではストック・オプションの「公正な評価額」と呼んでいます。

$$\text{付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価} \times \text{権利が確定すると見込まれるストック・オプション数}$$

付与日とは、ストック・オプションが付与された日であり、会社法にいう募集新株予約権の割当日がこれに該当します。また、「公正な評価単価」とは、ストック・オプション 1 単位当たりの公正価値を指しますが、ストック・オプションは通常、市場で取引されていないため、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった算定技法を用いてこれを算定することになります。ただし、このような算定技法を未公開企業にまで要求することは実務上難しいことから、未公開企業についてはストック・オプションの公正な評価単価に代えて、単位当たりの本源的価値（付与日における自社株式の評価額と行使価格との差額）を用いることが認められます。

時間の経過に伴い、権利が確定すると見込まれるストック・オプション数の見積りに重要な変動が生じた場合は、前記の式に反映させ、変動による影響は見直しを行った会計期間の損益として計上します。さらに、権利確定日（後述）には、ストック・オプション数を実際の権利確定数と一致させ、これにより株式報酬費用総額が確定することになります（逆にいえば、権利確定日までは、株式報酬費用総額は確定しません）。

権利確定日において確定した株式報酬費用総額は、その後、後述の条件変更が行われない限り、再測定（再計算）されることはありません。

## (2) 株式報酬費用の認識

上記で測定した株式報酬費用総額は、付与日から権利確定日までの「対象勤務期間」にわたって費用に計上します。権利確定日とは、ストック・オプションを行使することができる権利を獲得する日であり、権利確定のために何らかの条件（権利確定条件、図表2参照）が付されている場合は、当該条件を満たした日が権利確定日となります。付与と同時に権利が行使できるような取決めについては、付与日に権利が確定していると考えられるため、付与日に一時に費用計上します。また、権利確定条件が複数付されている場合は、原則として図表3（次頁）に従い会計処理することになります。

< 株式報酬費用計上の仕訳 >

（借）株式報酬費用 XXX （貸）新株予約権 XXX

借方の株式報酬費用については、付与時点では、損益項目でなく資産に計上され、その後の会計年度において損益として認識されることになるものもあります。たとえば、自社株式オプションの交付により機械装置を取得したケースなどがこれに該当します。

貸方の新株予約権については、公開草案の段階では、独立した中間的な区分を設けるべきか否かが検討されましたが、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」により、純資産の部に計上されることになりました。

図表2 権利確定条件の主な種類と対象勤務期間との関係

権利確定条件の種類	権利確定条件の内容	対象勤務期間との関係	例
勤務条件	権利確定のために、従業員等に一定期間の勤務を要求する条件	付与日から勤務条件を満たして権利が確定する日までの期間	3年間の勤務を経てストック・オプションの権利が確定する この場合の対象勤務期間は、3年間
業績条件	権利確定のために一定の業績を達成することを要求する条件	業績条件が達成できる時期を会社が見積り、合理的な対象勤務期間を予測することが必要である	主力製品の年間売上高が基準年より10%増加したときに権利が確定する 会社が3年後に達成できると予測するのであれば、対象勤務期間3年として会計処理する
株価条件	業績条件の一種で、一定の株価目標を達成することを要求する条件	業績条件と同様、合理的な対象勤務期間を予測することになるが、合理的な予測を行うことが困難なため予測を行わない場合は、対象勤務期間がないものとみなし権利確定条件が付されていない場合と同様に、付与日に一時に費用計上する	株価が500,000円を超えた場合に権利が確定する 株価が500,000円を超える時期を合理的に測定することは困難なため予測は行わないことにする 付与日に一時に費用計上する

## 会計トピック 1

図表 3 複数の権利確定条件が付されている場合の取扱い

and 条件	条件Aと条件Bの両方を満たした時点で権利が確定する	条件Aと条件Bによる対象勤務期間のうち、いずれか長い方を対象勤務期間とする
or 条件	条件Aと条件Bのいずれかを満たした時点で権利が確定する	条件Aと条件Bによる対象勤務期間のうち、いずれか短い方を対象勤務期間とする

## (3) 権利行使時の会計処理

ストック・オプションが権利行使され、株式が交付された場合は、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替えます。

< 権利行使時の仕訳 >

(借)現金預金 XXX (貸)資本金 XXX  
新株予約権 XXX

## (4) 権利不行使による失効の会計処理

権利確定後のストック・オプションが権利行使されないまま権利行使期間が終了した場合、当該ストック・オプションは失効します。ストック・オプション会計基準では、ストック・オプションが権利不行使により失効した結果、新株予約権の計上に伴う純資産の増加が株主との直接的な資本取引によらないことが判明した場合は、特別利益に計上したうえで株主資本に算入することとしています。

< 権利不行使による失効にかかる仕訳 >

(借)新株予約権 XXX (貸)新株予約権戻入益 XXX

## (5) 条件変更時の会計処理

条件変更とは、付与したストック・オプションに係る条件を事後的に変更し、ストック・オプションの公正な評価単価、ストック・オプション数または合理的な費用の計上期間のいずれか1つ以上を意図して変動させることをいいます。条件変更は、ストック・オプションの対象である株価が著しく低迷している場合などに行われます。わが国においては、条件変更は実務上あまり行われないと考えられますが、以下の3つの場合に分けてそれぞれの会計処理を規定しています(図表4参照)。

図表 4 条件変更の会計処理

公正な評価単価を変動させる場合	条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価額と付与日における公正な評価額とを比較し、条件変更による増加分について追加的に株式報酬費用をストック・オプション会計基準の規定に従い計上する(減少分は反映させない)
ストック・オプション数を変動させる条件変更	条件変更による影響額を、将来に向けて合理的な方法にもとづき残存期間にわたって計上する
費用の合理的な計上期間を変動させる条件変更	条件変更前の残存期間に計上すると見込んでいた金額を、合理的な方法にもとづき新しい残存期間にわたって費用計上する

## 2. 適用日

ストック・オプション会計基準およびその適用指針は、会社法施行日(平成18年5月1日)以後に付与、または条件変更が行われるストック・オプション等に適用されます。ただし、一部の開示項目(内容、規模(付与数等)変動状況)については、それ以前に付与されたものであっても対象とされていること、およびストック・オプション会計基準を会社法施行日前に早期適用することは認められていない点に注意が必要です。

### 3. ストック・オプションに係る会計処理の例示

次に、ストック・オプション会計基準および適用指針に準じた基本的な会計処理と関連開示項目につき、以下に一般的なストック・オプション報酬制度の例示を用いて、概要を説明します。

公開会社であるA社が、X0年6月開催の株主総会において、マネジャー以上の一部従業員（100名）に対して以下の条件のストック・オプションを付与することを決議し、同年7月1日（付与日）に付与したとします。

#### 1 付与日におけるストック・オプションの条件

ストック・オプションの数	従業員1名当たり100個(合計10,000個)
ストック・オプションの行使価格	1株当たり20,000円
権利確定条件	行使期間開始(X2年7月1日)までの在籍
ストック・オプションの行使期間	X2年7月1日からX4年6月末日

#### 2 ストック・オプションに関連するその他の情報

付与日	A社株価：18,000円
付与日	ストック・オプションの公正な評価単価：5,000円/個
付与日	退職等による権利不確定による失効額はゼロと予測
X2年6月末	ストック・オプション付与対象者のうち実際には5名が退職し、これにより、500個(5名×100個)が失効
X3年8月	85名が付与されたストック・オプションを全個数分行使
X4年6月末	10名分のストック・オプションが権利不行使により失効

#### 3 ストック・オプションに係る会計処理

X1年3月期	株式報酬費用	18,750	新株予約権	18,750
X2年3月期	株式報酬費用	25,000	新株予約権	25,000
X3年3月期	株式報酬費用	3,750	新株予約権	3,750
X4年3月期	現金	170,000	資本金	212,500
	新株予約権	42,500		
X5年3月期	新株予約権	5,000	新株予約権戻入益	5,000

#### (1) 株式報酬費用の総額

総額：50,000千円（5,000円/個 × 100個 × 100名）

付与されたストック・オプションに係る株式報酬費用の総額となるストック・オプションの公正な評価額は、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価にストック・オプション数を乗じて算定されます。ストック・オプションの公正な評価単価は、公開企業の場合は、前述のとおり、付与日時点でブラック・ショールズ・モデルや二項モデル等の確立された手法を用いて算定されます。ストック・オプションの公正な評価単価の算定が困難である未公開企業については、ストック・オプションの公正な評価単価にかえて単位当たりの本源的価値（付与日における自社株価の行使価格超過額）を用いることが例外的に認められます（上記例示においては、行使価格超過額がないため、A社が未公開企業であった場合は、単位当たり本源的価値はなく、費用計上の必要はありません）。

なお、公開企業については、単位当たりの本源的価値や付与日以降の自社株価の変動が株式報酬費用に影響を与えない点については、留意が必要です。

## 会計トピック 1

## (2) スtock・オプション費用の計上

X1年3月期：18 750千円 (5 000円 / 個 × 100個 × 100名 × 9 / 24ヶ月)
X2年3月期：25 000千円 (5 000円 / 個 × 100個 × 100名 × 12 / 24ヶ月)
X3年3月期：3 750千円 (5 000円 / 個 × 100個 × 100名 × 3 / 24ヶ月 - 5 000 / 個 × 100個 × 5名)

算定されたストック・オプション費用の総額は、「対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法」にもとづき計上されます。上記例示のような場合は、付与日から権利確定日（権利行使期間の開始）の前日までが、ストック・オプション報酬の対価であるサービス（勤務）を受領した期間として、対象勤務期間と判断されます。上記例示では、権利確定日において権利不確定による失効の影響を調整しています（詳細は後述）。なお、ストック・オプションが付与直後から行使可能な場合には、過去に受領したサービスに対する報酬と見なされるため、株式報酬費用は付与日時点で一括して費用計上されることとなります。株式報酬費用の相手勘定は、純資産の部の新株予約権になります。

## (3) 権利失効による新株予約権の戻入処理

権利不行使による失効：5 000千円 (5 000円 / 個 × 100個 × 10名)
--

行使期間（権利確定日）以前の退職等により、権利不確定によるストック・オプションの失効が生じる（または合理的に予想される）場合には、ストック・オプション数の減少（予測される減少を含む）を株式報酬費用の減額として反映させます。上記例示における権利不確定による5名分の失効の影響は、X3年3月期における計上費用金額に考慮されています。一方で、権利確定後、行使期間終了時に権利不行使による失効が生じた場合には、新株予約権の戻入を新株予約権戻入益（特別利益）として認識します。

## (4) 権利行使時の処理

払込金額：170 000千円 (20 000円 / 株 × 100個 × 85名)
新株予約権：42 500千円 (5 000円 / 個 × 100個 × 85名)

権利行使時には、権利行使による払込金額に加え、関連する新株予約権を払込資本に振り替えます。なお、権利行使時における損益影響はありません。

## (5) 関連開示

主な開示項目として、各会計期間において存在したストック・オプション（ストック・オプション会計基準および適用指針の適用日（会社法の施行日）以前に発行された分を含む）の内容、規模およびその変動状況に関する情報を開示する必要があります。

また、ストック・オプションの付与によって各会計期間において計上された費用の額とその科目名称、および権利不行使による失効が生じた場合は利益として計上された額を注記します。加えて、ストック・オプションの公正な評価単価および権利確定数の見積方法、ならびにストック・オプションの条件変更があった場合にはその状況等の開示が必要となります。

5月末に当法人から、ストック・オプション会計基準および適用指針についての詳細な解説書を刊行いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

『Q&A スtock・オプション会計の実務ガイド』  
中央経済社刊・2 940円(税込)

ストック・オプション会計基準と適用指針を全文掲載しています。

〒162-8551  
東京都新宿区津久戸町1番2号  
あずさセンタービル  
TEL : 03-3266-7500(代表)  
FAX : 03-3266-7600

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

© 2006 KPMG AZSA & Co.,  
a Japanese member firm of KPMG  
International, a Swiss cooperative.  
All rights reserved. Printed in Japan.